

News Release

令和5年11月16日

北九州・大阪・豊田事業対象地域における高濃度 PCB 廃棄物の登録等の終了について

令和5年11月15日をもって北九州・大阪・豊田事業対象地域において処理を行う高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等（以下「高濃度 PCB 廃棄物等」という。）の弊社への登録及び中小企業者等軽減制度申請（以下「登録等」という。）の受付を終了いたしましたので、お知らせいたします。

1. 高濃度 PCB 廃棄物等の登録等について

北九州・大阪・豊田事業対象地域の高濃度 PCB 廃棄物等について、令和6年3月末に各 PCB 処理事業所における高濃度 PCB 廃棄物等の処理事業を終了いたします。

各 PCB 処理事業所の処理委託契約等の手続きスケジュールについては、既に弊社のホームページにおいてお知らせをしておりますが、令和5年11月15日をもって北九州・大阪・豊田事業対象地域における高濃度 PCB 廃棄物等の登録等に関する受付を全て終了いたしました。

2. 処理委託契約等の手続きスケジュールについて

令和5年11月15日までに登録等が完了した保管事業者様におきましては、令和5年12月28日までの契約締結及び令和6年1月31日までの搬入を遵守していただきますようお願いいたします。

また、北九州事業対象区域の1台あたり3kg以上のトランス類・コンデンサ類及びPCB油類については、大阪 PCB 処理事業所に令和5年12月31日までの搬入を遵守していただきますようお願いいたします。

なお、いずれの期日も超過した場合、当該高濃度 PCB 廃棄物等は継続保管となり登録を取り下げさせていただきます。

3. その他

北九州・大阪・豊田事業対象地域において、弊社への登録期限以降に高濃度 PCB 廃棄物等の存在が新たに発覚した場合には、所管自治体にご連絡していただきますようお願いいたします。

<連絡先>

○登録等に関するお問合せ先

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 PCB 処理営業部

▼登録担当：TEL 03-5765-1935

▼中小担当：TEL 03-5765-1920

○処理委託契約等に関するお問合せ先

- ・北九州事業対象区域（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）に高濃度 PCB 廃棄物等を保管されている方

▼北九州 PCB 処理事業所営業課（小倉オフィス：TEL 093-522-8588）

- ・大阪事業対象区域・豊田事業対象区域（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）に安定器等・汚染物を保管されている方

▼北九州 PCB 処理事業所営業課（近畿・東海エリア分室：TEL 06-6575-5585）

- ・大阪事業対象区域（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）に1台あたり3kg以上のトランス類・コンデンサ類及びPCB油類を保管されている方

▼大阪 PCB 処理事業所営業課（弁天事務所：TEL 06-6575-5575）

- ・豊田事業対象区域（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）に1台あたり3kg以上のトランス類・コンデンサ類及びPCB油類を保管されている方

▼豊田 PCB 処理事業所営業課（TEL 0565-25-3405）